

10月1日今朝の函館新聞一面に『福島町 議会不同意で教育長不在 真意不明 住民ら疑問の声』という見出しが躍りました。町内で函館新聞を購読している方は少ないので驚きの声はあまり上がらないと思いますが、議員の一人としてこの記事に対して書かせていただきます。

まず、9月議会でこれまで起立採決が主だったのが、今回は議員の方から投票採決という声があがり投票採決になりました。議員は、『賛成』か『反対』の文字を書き込み投票する仕組みになっています。それ以外のものはすべて否決とみなされます。

さて、記事には『なぜ不同意に至ったのか明確にするべきだ』という声があると書いてありました。私もそう思っております。25日の北海道新聞では『吉岡幼稚園の閉園』『町政運営に対する不満』が原因とありましたが、その日の函館新聞には、不同意には全く触れていませんでした。重要視していなかったのでしょうか。

記事の中で『開かれた議会』の姿勢とかけ離れているとありましたが、思うに、『開かれた議会』だからこそうい結果になったと思います。※1 つまり、全国どこを見ても不同意は少ないのです。だから北海道新聞は取り上げたのでしょうか。なぜ、少ないかといえば、事前に首長と議長がすり合わせしているからなのです。人事案件はデリケートですので、否決されれば執行部と議会に亀裂が入りますし、個人の信用問題にも関わるからです。特に小さい町では、人事案件に関しては否決しにくい性質のものなのです。

議場においては、教育委員の同意案についての質疑応答はなかなかしづらい部分もありますし、議員としては『賛成か反対』の意思を示すだけです。議会としての進め方は問題ないと思います。あとは公表するかどうかは各議員の判断にかかっていると思います。但し、一人が公表すれば他の議員の賛否がわかってしまいますのでその点私も迷っています。

最後に、『議会の不同意』と『私が賛成したか反対したか』とは別問題ですのでお断りしておきます。それと、全く記事になっていませんが、昨年同意された教育委員一人が『一身上の都合』という理由でやめられています。

※1. 片山善博慶応義塾大学教授（ガバナンス 2007 July 『義務教育における首長と議会の責任』）より引用：教育委員会が誰を見て仕事をしているのか。かなり文部科学省の方を見て仕事をしている。（中略）のんきといえば地方議会も同様だ。教育委員は全て議会の同意を得て任命されているからだ（地教育法第4条第1項）。議会が同意を与えるに際し、一人ひとりの委員の適格性などについて慎重に吟味しているのだろうか。執行部側から事前に根回しを受け、議場では何ら審議をしないまま選任同意を与えていないか。しかも、その議案は議会閉会日に突如提案され、即日可決しているではないか。